

重要なお知らせ

消費税率引き上げに伴い使用料等を改定します



令和元年10月1日から、消費税率が8%から10%に引き上げられます。この税率の引き上げに伴い、公共施設などの維持管理などに係る経費も増加するため、使用料等について、消費税相当額として2%分の引き上げを行います。利用者の皆さんには負担の増となりますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、改定後の使用料などの額は、令和元年10月1日以後に手続きをしたものに適用し、同日前に手続きをしたものについては、従前の例によるものとします。
※詳しくは、各担当課にお問い合わせください。

使用料等の改定を行うもの（消費税増税分が増額となります）

●水道料金・加入金（上下水道課 ☎ (93) 3340） ※下の表をご覧ください。	●公民館使用料（生涯学習課 ☎ (92) 1211）
●下水道料金（上下水道課 ☎ (93) 5349） ※下の表をご覧ください。	●社会体育館使用料（生涯学習課 ☎ (92) 1597）
●廃棄物処理手数料（クリーンセンター ☎ (93) 4529）	●市営運動場使用料（生涯学習課 ☎ (92) 1597）
●保健センター使用料（健康推進課 ☎ (93) 4121）	●ふるさと自然公園使用料（建設課 ☎ (93) 5747）
●農林業センター使用料（農政課 ☎ (93) 4943）	●都市公園及び有料公園施設使用料（都市計画課 ☎ (93) 5147）
●コミュニティセンター使用料（市民活動推進課 ☎ (93) 1117）	●道路占用料（建設課 ☎ (93) 5747）

水道料金

※10月1日以前から継続して使用している場合は、12月以降の請求分から改定後の料金となります。（消費税法上の経過措置）

●基本料金 10^mまで（1か月あたり：消費税込）

給水口径	現行	改定後
13mm	2,030.4円	2,068円
20mm	2,160円	2,200円
25mm	3,456円	3,520円
30mm	6,156円	6,270円
40mm	8,748円	8,910円
50mm	15,768円	16,060円
75mm	35,100円	35,750円
100mm	61,344円	62,480円

●超過料金（1^mあたり：消費税込）

使用水量	現行	改定後
11 ^m ～30 ^m	205.2円	209円
31 ^m ～50 ^m	216円	220円
51 ^m ～100 ^m	259.2円	264円
101 ^m ～500 ^m	302.4円	308円
501 ^m ～	334.8円	341円

水道加入金（消費税込）

給水口径	現行	改定後
13mm	162,000円	165,000円
20mm	282,960円	288,200円
25mm	660,960円	673,200円
30mm	1,175,040円	1,196,800円
40mm	1,794,960円	1,828,200円
50mm	3,240,000円	3,300,000円
75mm	8,424,000円	8,580,000円

※令和元年9月30日までに給水装置承認申請書の承認を受けた場合は、現行の金額となります。

10月1日から八富成田斎場の使用料も改定されます

☎環境課 ☎ (93) 4945

詳しくは問い合わせてください。※火葬料金に変更はありません。

下水道使用料

区分	排除汚水量	現行	改定後
基本使用料	10 ^m まで	1,080円	1,100円
	10 ^m を超え20 ^m まで	118.8円	121円
超過使用料 (1 ^m につき)	20 ^m を超え30 ^m まで	140.4円	143円
	30 ^m を超え50 ^m まで	157.68円	160.6円
	50 ^m を超え100 ^m まで	187.92円	191.4円
	100 ^m を超え500 ^m まで	203.04円	206.8円
	500 ^m を超えるもの	231.12円	235.4円

※算定した料金に1円未満の端数が生じたときは、切り捨て。

令和元年度下水道推進標語 「下水道 見えないしごとに 金メダル」 9月10日は「下水道の日」

☎上下水道課 ☎ (93) 5349

9月10日の「下水道の日」を機会に、水のきれいな川や海を守るため、下水道の意義や役割を考えてみましょう。

市では、「下水道の日」を中心に、公共下水道が整備された地域で、まだ下水道に接続していない家屋を対象に、接続のお願いの戸別訪問などを行います。



▲市の汚水用マンホール蓋

自然と暮らしを守るためにできること

- 下水道管やマンホールに油が付着すると、ポンプの故障や下水道管の詰まりの原因になります。天ぷら油などの食用廃油や野菜くずなどを流さないようにしましょう。
- 水洗トイレでは、トイレットペーパー以外の異物（タバコや廃油など）を流さないようにしましょう。
- 宅内マスは個人の管理です。定期的に点検し、清掃しましょう。特に、飲食店などを営業している人は、こまめに清掃しましょう。
- 市の下水道は、汚水と雨水を分けて処理する分流式です。宅地内での誤接続や、排水設備の老朽化による雨水の流入を発見したら、早急に改善しましょう。
- 雨の日に、宅地内や道路に溜まった雨水を流すために、汚水マスやマンホールの蓋を開けることは非常に危険ですのでやめましょう。